



情報通

2010. February 2月号
発行日：平成22年2月1日
発行：東京税理士会
情報システム委員会
題字：金井塚 清 (豊島)

「動き出した電子手形を追う！」 ～電子記録債権の現状と展望～

電子手形の運用が始まりました。正確には「電子記録債権」と言いますがその概要については平成20年4月と5月の本紙上でも取り上げました。この電子手形を発行するのは当面、大企業でしょうけれども受け手としては様々な事業者がありうるわけで私たちの関与先も受け取ることになる可能性はあります。実務的には三菱東京UFJ銀行が先鞭をつけ、最近では同行が作った取引仲介サービスに参画する形で6行の地方銀行が運用をはじめているとのこと。そこで本紙、情報通では電子手形について税理士が知っておくべき最近の事情をまとめました。

なお、電子手形については次のサイトが詳しいようです。 <http://www.den-te.com>

1. 国内初の記録機関の誕生

平成20年12月1日、電子記録債権法が施行され、平成21年7月、国内初の電子債権記録機関である日本電子債権機構(株)(JEMCO)が業務を開始し、法律施行後、半年の時間を要したが、中小零細企業が待ちわびていた電子記録債権がようやく利用可能となった。

電子記録債権とは、電子債権記録機関の記録原簿への電子記録をその発生・譲渡等の要件とする、既存の手形債権・指名債権などとは異なる新たな金銭債権で、手形と同様に、電子記録債権の譲渡には善意取得や人的抗弁の切断の効力などの取引の安全を確保するための措置も講じられている。このため、事業者は企業間取引などで発生した債権の支払に関し、パソコンやFAXなどで電子記録することで、安全・簡易・迅速に電子記録債権の発生・譲渡等を行うことができることが特徴とされている。

電子記録債権を受け取る中小零細企業にとっては、大企業等の支払企業の高い信用力を活用した資金調達ができるようになるため、中小零細企業の資金調達の円滑化に資する制度と位置づけられている。

平成24年5月には、全国銀行協会も、手形的利用に限定した電子債権記録機関を立ち上げる予定であり、日本電子債権機構(株)(JEMCO)と異なるビジネスモデルの電子債権記録機関が誕生する。また、そのほかにも電子債権記録機関を設立しようとする動きもあり、数年後には、その用途に合わせて、利用者が各々の電子債権記録機関を使い分ける時代が到来すると言われている。

2. 大企業(支払企業)の利用拡大と中小零細企業(下請企業)への浸透

電子記録債権法の成立に当たっては、全国の商工会議所がロビー活動を展開し、その実現を図ったと言われている。もともとこの制度は、中小企業の資金繰り円滑化を目的に、人的保証や不動産担保に依拠しない新たな金融手法として検討

されてきた経緯にある。その強力な推進力のひとつが商工会議所であった。中小零細企業団体である商工会議所にとっては、加盟企業の資金繰りは重要な検討課題であり、その切り札として考え出された金融手法が、この電子記録債権であった。

こうした中小零細企業サイドのニーズだけでなく、支払企業たる大企業においても、印紙税の削減や支払い方法の一本化ニーズが高く、電子記録債権を新たな支払手段として活用しようとする動きが広まってきている。新聞報道によると、昨年11月には、カゴメが、12月には、ホンダが電子記録債権による支払を開始したことが報じられている。また、さらに多くの大企業が導入に向けて検討や準備を進めているとも報じられており、この制度が大企業の支払い手段の主流となる日も、そう遠くないものと思われる。

また、支払企業の一つとして、官公庁、特に地方自治体が電子記録債権払いを検討する動きも出始めている。総務省もこの動きを後押しするように、地方自治体による電子記録債権払いの活用は、地域経済の活性化に資する経済対策と位置づけているとも言われ、こうした官公庁の積極的な動きも相俟って、地方自治体でも早晩、電子記録債権の活用が開始されることで、大企業の利用にも一層加速が付くのではないかと期待が高まっている。

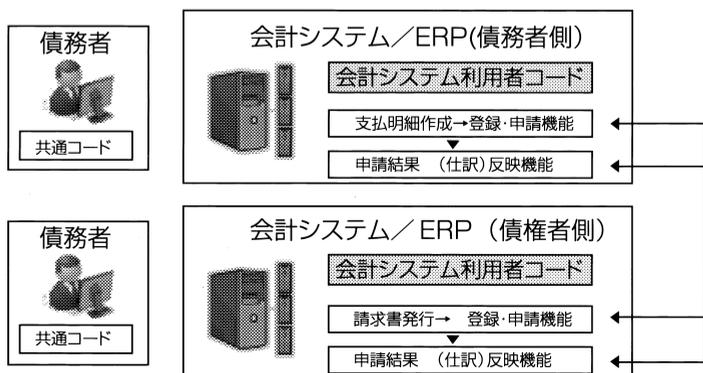
3. 総務省電子記録債権普及促進協議会の取り組み

電子記録債権法が施行され、下請法や会計規則など制度の周辺における法制度も着々と整備されてきた。他方、制度普及の障害となりかねない課題も依然として残されているのも事実である。その一つが、支払企業の財務会計システムから吐き出した発生記録データを電子債権記録機関が円滑に受け付けるための財務会計システムと電子債権記録機関とのデータ連携である。この問題の解消に向けては、昨年5月、総務省が主要会計ベンダーや金融機関、および自治体を集めて電子記録債権普及促進協議会(事務局は、NTTグループ)を立ち上げ、実証実験に着手した。

図1 実証実験の概要

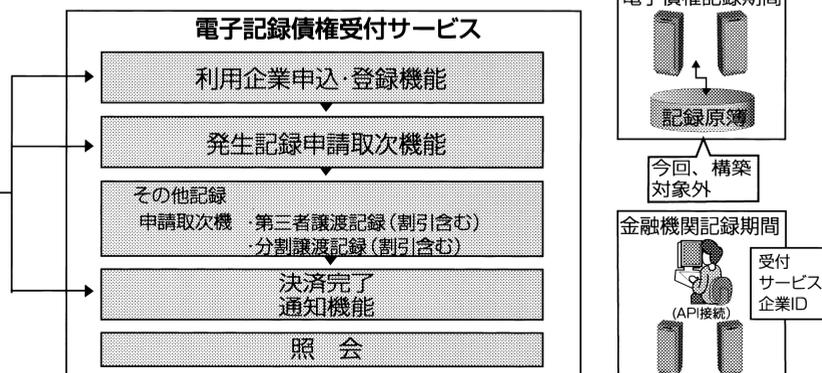
(1) サービス連携

電子記録債権受付サービスからの決済完了通知を(自動)反映する仕訳機能の実証



(2) サービス連携

会計システムからの支払明細を発生記録申請とする電子記録債権受付モデルの構築実験



この協議会の目的は、図1のとおり、電子記録債権の債務者の大多数を占める中小企業が利用する会計システムとサービス連携することで、その元データとなる仕訳明細から電子記録債権の発生記録から決済完了までの一連の業務をシームレスに処理可能なフローを構築し、その有効性を検証することにある。

この実証実験を通じて、次のような利害関係者にとってのメリットが期待されている。

支払企業にとっては振込を行うのと同じように、電子記録債権払いに対応した支払業務の一括処理が可能となる。また、記録機関システム、または同システムのフロントシステムから決済完了通知を反映させて、会計システム上での自動仕訳が可能となる。

債権者にとっては、記録機関システム、または同システムのフロントシステムから譲渡完了通知や決済完了通知を反映させて、会計システム上での自動仕訳や売掛金消し込みが可能となる。

会計ベンダーにとっては、電子記録債権払いに対応した支払サービス機能の充実による他社との差別化が可能となる。併せて資金管理システムなど他のシステムとの連携による発展的なビジネス展開も期待できる。

金融機関にとっては、電子記録債権の発生件数の増加に伴う手数料収益や割引収益の拡大が期待される。

電子記録債権記録機関にとっては、電子記録債権の発生件数の増加に伴う取扱手数料収益の拡大が期待される。

他方、調整しなければならない課題も残されている。図2のようにデータ連携に際して、複数のERP・財務会計システムと複数の電子記録債権記録機関（窓口金融機関も含む）との間はN対Nの関係にあり、円滑なデータ連携を図るためにも、N対Nの複雑な連携を検討する必要がある。

こうした課題に対して、個別の動きとして、全銀協版記録機関では、参加金融機関間におけるファイルフォーマットの標準

化が検討されており、全銀協版記録機関に関しては、参加金融機関間では統一なファイルフォーマットとなる予定である。

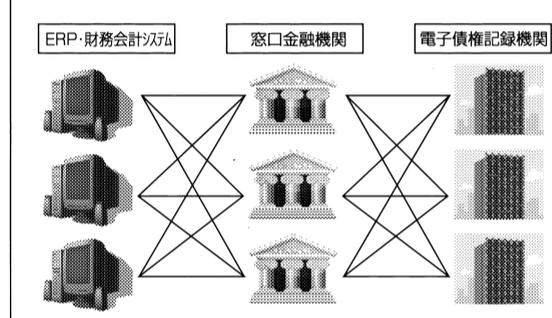
他方、日本電子記録債権機構を始めとした一部の電子記録債権記録機関では、利用者の利便性を図るべく、同記録機関の利用者が全銀協版記録機関も利用できるよう、ファイル変換機能を全銀協版記録機関のフロントシステムに装備する動きも出始めており、利用者にとっては、シームレスな利用が可能となるような対応が検討されている。

4. 最後に

約1年前の話になるが、横浜市のある工業会で電子記録債権の勉強会が開催された。勉強会に参加した地元企業のある会長が電子記録債権に興味を持ち、顧問税理士に相談したところ、「そんな金融商品は聞いたことがない。止めた方が良い。」とアドバイスされたとのことである、その会長は「この税理士は、勉強不足で頼りにならない」とその税理士を見切ったという有名な話がある。

金融技術の進歩には目覚しいものがある。金利リスクや為替リスクを伴うデリバティブのような金融商品もあれば、電子記録債権のように、特段のリスクを伴わず、中小企業の資金繰りを円滑化するために作られた新たな制度もあり、玉石混合の感は否めないが、個人事業主や企業からの相談にも的確に対応できるよう日頃の研鑽がますます重要な時代となってきたのは確かである。

図2 会計システムと窓口金融機関と記録機関との関係 (N対Nモデル)



再確認

e-Tax利用者識別番号に対する 暗証番号の期限切れにご注意！



e-Tax利用者識別番号の暗証番号は、暗証番号の変更（税務署から通知された暗証番号の変更を含みます。）後、同一の暗証番号を3年間使用した場合は、3年経過後のログインの際に、暗証番号を変更していただく必要があります。

<変更時の注意事項> http://www.e-tax.nta.go.jp/touroku/touroku3_2.html

- ・すべて半角で8けた以上50けた以内です。
- ・英小文字、数字を1文字以上使用する。
- ・暗証番号に使用できる記号は、「!/=+:#,@\$-%。」の13種類に限られます。
- ・現在の暗証番号と類似した番号にしない（3文字以上異なる番号を入力）。

e-Tax最終ログイン時から5年間経過しますと。利用者識別番号が、失効します。再度ご利用いただくには変更届出書の提出が必要です。

確定申告 = 電子申告

今年の確定申告も電子申告で行きましょう。

国税庁のe-Taxホームページには「確定申告特集」ページも設置され、事前準備や申告書の作成方法、注意事項等について詳しく説明しておりますので、ぜひご覧下さい。

また、これまで電子申告をなさっていた方も、電子証明書の有効期限等を今一度、ご確認下さい。

※税理士ICカードを動作させる「ICカードマネージャー」はWindows 7に対応いたしました。



e-Tax ホームページより <http://www.e-tax.nta.go.jp/>